

令和元年かすみがうら市議会第2回定例会
市長提出議案集

令和元年6月4日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 1 号	平成30年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について	1～2
2. 報告第 2 号	平成30年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について	3～4
3. 報告第 3 号	専決処分事項の報告について 〈損害賠償請求控訴事件に係る和解〉	5～7
4. 議案第 35 号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について【整備】	8～12
5. 議案第 36 号	かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	13～16
6. 議案第 37 号	かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	17
7. 議案第 38 号	かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	18～19
8. 議案第 39 号	かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	20～21
9. 議案第 40 号	かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について【一部改正】	22～23

10. 議案第 41 号	かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例の制定について【一部改正】		24
11. 議案第 42 号	かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定 について【一部改正】		25～26
12. 議案第 43 号	令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 2 号）		27～35
13. 議案第 44 号	令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算 （第 1 号）		36～42
14. 議案第 45 号	令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）		43～46
15. 議案第 46 号	市道路線の認定について		47～49
16. 議案第 47 号	市道路線の廃止について		50～52

（参考資料）

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表		53～65
・ 消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表		（53～57）
かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例 新旧対照表(第 1 条関係)		（53）
かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係)		（54）
かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例 新旧対照表 （第 3 条関係）		（54～55）
かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第 4 条関係)		（55）

かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例 新旧対象表 (第 5 条関係)		(55)
かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例 新旧対照表(第 6 条 条関係)		(55～56)
かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例 新旧対象表(第 7 条関 係)		(56)
かすみがうら市千代田 B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例 新旧対 照表(第 8 条関係)		(56～57)
・ かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関す る条例 新旧対照表		(57～59)
・ かすみがうら市公害防止条例 新旧対照表		(59～60)
・ かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表		(60～61)
・ かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表		(61～62)
・ かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例 新旧 対照表		(62～64)
・ かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表		(64)
・ かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表		(64～65)

報告第 1 号

平成 3 0 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により、平成 3 0 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

平成30年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳				
					既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源
						国 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	基幹系電算システム管理事業	1,415,000	1,415,000					1,415,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興事業	1,410,000	1,410,000		1,410,000			
7 商工費	1 商工費	プレミアム付商品券事業（政策）	2,886,000	2,886,000		2,886,000			
		水族館管理運営事業（政策）	3,726,000	2,970,000					2,970,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路維持管理事業（政策）	20,493,000	20,493,000		10,957,000	4,100,000		5,436,000
		市道整備事業（政策）	88,000,000	88,000,000		34,648,000	25,500,000		27,852,000
10 教育費	5 保健体育費	市民ふれあいスポーツ推進事業（政策）	3,564,000	3,564,000					3,564,000
		第1 常陸野公園管理運営事業	5,840,000	5,840,000					5,840,000
合 計			127,334,000	126,578,000		49,901,000	29,600,000		47,077,000

報告第 2 号

平成 3 0 年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越
計算書について

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定によ
り、平成 3 0 年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書に
ついて、次のとおり報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

平成30年度かすみがうら市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額 (繰越 限度額)	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国 支 出	県 金	地方債 その他	
1 下水道費	2 下水道建設費	流域下水道整備事業	6,519,000	6,519,000				5,200,000	1,319,000

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月4日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

損害賠償請求控訴事件に係る和解について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和元年 5 月 15 日

かすみがうら市長 坪 井 透

損害賠償請求控訴事件に係る和解について

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 相 手 方 | (住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
(住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED]
(住所) [REDACTED]
(氏名) [REDACTED] |
| 2 | 事 件 名 | 平成 31 年（ネ）第 579 号 損害賠償請求控訴事件 |
| 3 | 事件の概要 | 平成 23 年度、国の第 4 次補正予算により創設された農業体質強化基盤整備促進事業（国補）について、相手方から当市に対し、市の説明及び教示義務違反を基に、補助金相当額及び慰謝料の支払いを求め、提訴された事件である。 |
| 4 | 和解の内容 | (1) 被控訴人は、控訴人らに対し、解決金として金 30 万円（連帯債権）の支払義務があることを認める。 |

- (2) 被控訴人は、控訴人らに対し、前項の解決金を、令和元年6月14日限り、控訴人らが指定する下記口座に振り込んで支払う。振込手数料は被控訴人の負担とする。

記

金融機関名

[REDACTED]

[REDACTED]

口座名義人

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

口座種別

[REDACTED]

口座番号

[REDACTED]

- (3) 被控訴人は、農業体質強化基盤整備促進事業に関し、被控訴人の職員に不適切な事務処理があったことを認め、控訴人らが満足する説明、対応ができなかったことを真摯に受け止め、今後、市民に対し、より一層質の高い行政サービスを提供できるよう努力するものとする。
- (4) 控訴人らは、被控訴人に対するその余の請求を放棄する。
- (5) 控訴人ら及び被控訴人は、控訴人らと被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 訴訟費用は、第1、2審を通じて、各自の負担とする。

議案第 35 号

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する
条例の制定について

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を次の
とおり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整備に関する
条例

(かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例（平成 18 年かすみがうら
市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「使用を許可された」を「行政財産の使用の許可を受けた」に、「使
用前にその使用料の全額」を「市長が定める納期限までに使用料」に改める。

別表第 1 建物の項中「108」を「110」に改める。

(かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例（平成 21 年かすみ
がうら市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表中「５１０円」を「５２０円」に改める。

（かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部改正）

第３条 かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例（平成１７年かすみがうら市条例第１２９号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

大人 １，０８０、小人 ５４０
大人 １，６２０、小人 １，０８０
大人 ２１０、小人 １００

」

を

「

大人 １，１００円、小人 ５５０円
大人 １，６５０円、小人 １，１００円
大人 ２２０円、小人 １１０円

」

に改める。

（かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第４条 かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例（平成１９年かすみがうら市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

別表中「合わせて」を「併せて」に、

「

一般	3 1 0 円	2 6 0 円	2 5 0 円	2 1 0 円
小学生及び中学生	1 5 0 円	1 0 0 円	1 2 0 円	8 0 円

」

を

「

一般	3 3 0 円	2 7 0 円	2 6 0 円	2 2 0 円
小学生・中学生	1 6 0 円	1 1 0 円	1 3 0 円	8 0 円

」

に改める。

(かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第4条中「1, 080円」を「1, 100円」に改める。

(かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例の一部改正)

第6条 かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例（平成28年かすみがうら市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第9条の表中

「

1, 080円	1, 080円	1, 620円
750円	750円	1, 080円
750円	750円	1, 080円

」

を

「

1, 100円	1, 100円	1, 650円
770円	770円	1, 100円
770円	770円	1, 100円

」

に改める。

(かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例（平成28年
かすみがうら市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「1, 080円」を「1, 100円」に改める。

別表中

「

一般	210円	150円	160円	120円
中学校及び小学校の生徒 及び児童	100円	50円	80円	40円

」

を

「

一般	220円	160円	170円	130円
小学生・中学生	110円	50円	80円	40円

」

に改める。

(かすみがうら市千代田B&G海洋センター設置及び管理に関する条例の一

部改正)

第 8 条 かすみがうら市千代田 B & G 海洋センター設置及び管理に関する条例

(平成 17 年かすみがうら市条例第 84 号) の一部を次のように改正する。

別表中

「

小・中学校児童生徒	50 円	50 円	50 円
高校・大学生・一般	100 円	100 円	100 円

」

を

「

小学生・中学生	50 円	50 円	50 円
高校生・大学生・一般	110 円	110 円	110 円

」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議案第 36 号

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成 17 年かすみがうら市条例第 43 号）の一部を改正する条例を次のと
おり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成 17 年かすみがうら市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

選挙長			10,600				
選挙立会人			8,800				
開票管理者			10,600				
開票立会人			8,800				
投票所の投票管理 者			12,600				

期日前投票所の投票管理者				11,100				
投票所の投票立会人	7時間以上の従事			10,700				
	7時間未満の従事			5,300				
期日前投票所の投票立会人	6時間以上の従事			9,500				
	6時間未満の従事			4,700				
指定病院等における不在者投票外部立会人				10,700 円以内で、従事する時間に 応じ、選挙管理委員会委員 長が市長と協議して定め る額				

」

を

「

選挙長			10,800				
選挙立会人			8,900				
開票管理者			10,800				
開票立会人			8,900				
投票所の投票管理者			12,800				
期日前投票所の投票管理者			11,300				
投票所の投票 の投票	7時間以上 の従事		10,900				
立会人	7時間未満 の従事		5,400				
期日前投票所の投票 の投票	6時間以上 の従事		9,600				
立会人	6時間未満 の従事		4,800				
指定病院等における不在者投票外部立会人			10,900 円以内 で、従事 する時 間に応 じ、選挙 管理委 員会委 員長が				

			市長と 協議し て定め る額				
--	--	--	-------------------------	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 37 号

かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市公害防止条例の一部を改正する条例

かすみがうら市公害防止条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 103 号）
の一部を次のように改正する。

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律
第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

議案第 38 号

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 91 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第 14 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第 39 号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市介護保険条例（平成 18 年かすみがうら市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に改める。

第 4 条第 2 項中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「令和元年度から令和 2 年度まで」に、「28, 620 円」を「23, 850 円」に改める。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23, 850 円」とあるのは、「39, 750 円」と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和 2 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中「23, 850 円」とある

のは、「46, 110円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(適用区分)

- 2 新条例第4条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 40 号

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例について

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 129 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「市長は、前条の規定にかかわらず、市長が改善センターの設置目的にそって施設、設備を利用し、次」を「前条の規定にかかわらず、市長は、改善センターの使用がその設置目的に合致し、及び次」に、「使用料の一部又は全部を減額し、免除」を「使用料条例に定める使用料を免除し、又はその 2 分の 1 の額を減額」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の 3 項を加える。

2 前条の規定にかかわらず、市長は、改善センターの使用がその設置目的に合致し、及び次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、別表に定める使用料を免除し、又はその 2 分の 1 の額を減額することができる。

(1) 使用料条例第 4 条第 1 項第 1 号ア又はイに該当する場合 免除

(2) 次のいずれかに該当する場合 2分の1の額の減額

ア 市の機関が後援、協力又は協賛する事業等であって、宿泊を伴うものであるとき。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（専門職大学、短期大学及び大学院を含む。）、高等専門学校又は専修学校に在籍する児童、生徒又は学生が宿泊を伴う共同宿泊学習を行うとき。

3 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、別表に定める使用料を免除し、又は減額することができる。

4 前3項の規定により算出して得た使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

別表備考を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 1 号

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例について

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 7 年かす
みがうら市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表直売所の項、食堂の項及び備考を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 2 号

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例

かすみがうら市火災予防条例（平成 1 8 年かすみがうら市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 2 4 年法律第 1 8 5 号）第 2 0 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第 2 8 条の 5 第 1 号中「作動時間が 6 0 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- （6） 第 2 8 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 2 0 年総務省令第 1 5 6 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 5 条第 1 項の改正規定は、

令和元年 7 月 1 日から施行する。

議案第43号

令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）

令和元年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50,895千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,627,822千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月4日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		2, 130, 306	10, 436	2, 140, 742
	1 国 庫 負 担 金	1, 552, 165	7, 903	1, 560, 068
	2 国 庫 補 助 金	566, 995	2, 533	569, 528
16 県 支 出 金		1, 207, 430	15, 061	1, 222, 491
	1 県 負 担 金	604, 875	3, 951	608, 826
	2 県 補 助 金	427, 176	11, 110	438, 286
20 繰 越 金		157, 329	22, 998	180, 327
	1 繰 越 金	157, 329	22, 998	180, 327
21 諸 収 入		210, 433	2, 400	212, 833
	5 雑 入	172, 218	2, 400	174, 618
歳 入 合 計		18, 576, 927	50, 895	18, 627, 822

歳 出		(単位 千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
2 総 務 費		2, 542, 180	17, 404	2, 559, 584	
	1 総 務 管 理 費	2, 179, 983	17, 404	2, 197, 387	
3 民 生 費		6, 025, 835	29, 326	6, 055, 161	
	1 社 会 福 祉 費	3, 071, 364	16, 348	3, 087, 712	
	2 児 童 福 祉 費	2, 462, 255	12, 978	2, 475, 233	
9 消 防 費		1, 233, 104	2, 491	1, 235, 595	
	1 消 防 費	1, 233, 104	2, 491	1, 235, 595	
10 教 育 費		1, 393, 278	1, 674	1, 394, 952	
	4 社 会 教 育 費	295, 460	1, 674	297, 134	
歳 出 合 計		18, 576, 927	50, 895	18, 627, 822	

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,552,142	0	5,552,142
2 地 方 譲 与 税	226,000	0	226,000
3 利 子 割 交 付 金	6,708	0	6,708
4 配 当 割 交 付 金	23,970	0	23,970
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	21,605	0	21,605
6 地 方 消 費 税 交 付 金	746,253	0	746,253
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	100,000	0	100,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	20,000	0	20,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	14,000	0	14,000
10 地 方 特 例 交 付 金	15,000	0	15,000
11 地 方 交 付 税	4,069,000	0	4,069,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,000	0	7,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金	214,460	0	214,460
14 使 用 料 及 び 手 数 料	53,922	0	53,922
15 国 庫 支 出 金	2,130,306	10,436	2,140,742
16 県 支 出 金	1,207,430	15,061	1,222,491
17 財 産 収 入	18,182	0	18,182
18 寄 附 金	20,044	0	20,044
19 繰 入 金	1,952,543	0	1,952,543
20 繰 越 金	157,329	22,998	180,327
21 諸 収 入	210,433	2,400	212,833

(単位 千円)

款		補正前の額	補正額	計
22 市	債	1,810,600	0	1,810,600
歳	入	18,576,927	50,895	18,627,822
合 計				

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特 定 財 源			一 般 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他			
1 議 会 費	145,033	0	145,033						
2 総 務 費	2,542,180	17,404	2,559,584			2,400		15,004	
3 民 生 費	6,025,835	29,326	6,055,161	24,832				4,494	
4 衛 生 費	2,073,082	0	2,073,082						
5 労 働 費	24,012	0	24,012						
6 農 林 水 産 業 費	645,046	0	645,046						
7 商 工 費	657,513	0	657,513						
8 土 木 費	1,547,558	0	1,547,558						
9 消 防 費	1,233,104	2,491	1,235,595	665				1,826	
10 教 育 費	1,393,278	1,674	1,394,952					1,674	
11 災 害 復 旧 費	2	0	2						
12 公 債 費	2,260,284	0	2,260,284						
13 予 備 費	30,000	0	30,000						
歳 出 合 計	18,576,927	50,895	18,627,822	25,497		2,400		22,998	

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 民生費国庫負担金	1,552,165	7,903	1,560,068	6 介護保険事業費負担金	7,903	低所得者保険料軽減負担金
計	1,552,165	7,903	1,560,068			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

2 民生費国庫補助金	114,428	1,868	116,296	2 児童福祉費補助金	1,868	未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業費補助金 788 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金システム整備事業補助金 1,080
7 消防費国庫補助金	15,596	665	16,261	1 消 防 費 補 助 金	665	消防団設備整備費補助金
計	566,995	2,533	569,528			

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	604,875	3,951	608,826	6 介護保険事業費負担金	3,951	低所得者保険料軽減負担金
計	604,875	3,951	608,826			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民生費県補助金	270,980	11,110	282,090	5 子ども・子育て支援交付金	11,110	保育所事業
計	427,176	11,110	438,286			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰 越 金	157,329	22,998	180,327	1 繰 越 金	22,998	前年度繰越金
計	157,329	22,998	180,327			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

7 雑 入	135,949	2,400	138,349	1 雑 入	2,400	自治総合センターコミュニティ助成金
計	172,218	2,400	174,618			

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明	
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
7 企 画 費	81,371	15,004	96,375				15,004	13 委託料	15,004	03 企画調整事業（政策） 13 中心市街地土地利用基本構 想策定調査業務委託 13 スマート I C 関連土地利用 基本構想策定調査業務委託	15,004 9,504 5,500
10 自治振興 費	22,259	2,400	24,659			2,400		19 負担金 、補助 及 び 交付金	2,400	03 自治振興事業（政策） 19 自治総合センターコミュニ ティ助成金	2,400 2,400
計	2,179,983	17,404	2,197,387			2,400	15,004				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総 務 費	736,999	540	737,539				540	28 繰出金	540	13 国民健康保険特別会計繰出事業 28 国民健康保険特別会計繰出 金 540
7 介護保険 費	529,776	15,808	545,584	11,854			3,954	28 繰出金	15,808	04 介護保険特別会計繰出事業 28 介護保険特別会計繰出金 15,808
計	3,071,364	16,348	3,087,712	11,854			4,494			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

2 児童措置 費	841,041	1,868	842,909	1,868				13 委託料 19 負担金 、補助 及 び 交付金	1,080 788	02 児童扶養手当事業 13 臨時・特別給付金システム 改修委託 1,080 19 未婚の児童扶養手当受給者 に対する臨時・特別給付金 788
3 保育所費	363,389	11,110	374,499	11,110				13 委託料	11,110	02 保育所事業 13 子ども子育て支援システム 改修委託 11,110
計	2,462,255	12,978	2,475,233	12,978						

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防 費	713,853	495	714,348				495	13 委託料	495	04 常備消防事業（政策） 13 消防本部・西消防署適正用 地基礎調査業務委託 495
3 消防施設 整 備 費	65,425	1,996	67,421	665			1,331	18 備 品 購入費	1,996	06 消防団施設整備事業（政策） 18 警防用備品 1,996
計	1,233,104	2,491	1,235,595	665			1,826			

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

2 公民館費	78,013	1,674	79,687				1,674	11 需用費	378	08 千代田公民館管理事業 1,674
--------	--------	-------	--------	--	--	--	-------	--------	-----	---------------------

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分	金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
								15 工 事 請 負 費	1,296	11 修繕料 378 15 公民館防火シャッター危害 防止装置設置工事 1,296
計	295,460	1,674	297,134				1,674			

議案第44号

令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ540千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,576,540千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月4日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰 入 金		417,724	540	418,264
	1 一 般 会 計 繰 入 金	417,724	540	418,264
歳 入 合 計		4,576,000	540	4,576,540

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		43,182	540	43,722
	1 総 務 管 理 費	42,127	540	42,667
歳 出 合 計		4,576,000	540	4,576,540

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	963,074	0	963,074
2 使用料及び手数料	1,000	0	1,000
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	3,176,633	0	3,176,633
5 財産収入	4	0	4
6 繰入金	417,724	540	418,264
7 繰越金	1	0	1
8 諸収入	17,563	0	17,563
歳入合計	4,576,000	540	4,576,540

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	43,182	540	43,722				540
2 保 険 給 付 費	3,135,049	0	3,135,049				
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金	1,326,462	0	1,326,462				
4 共 同 事 業 拠 出 金	2	0	2				
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
6 保 健 事 業 費	50,195	0	50,195				
7 基 金 積 立 金	4	0	4				
8 諸 支 出 金	6,105	0	6,105				
9 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,576,000	540	4,576,540				540

2歳入

(款) 6繰入金

(項) 1一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1一般会計繰入金	417,724	540	418,264	1一般会計繰入金	540	事務費等
計	417,724	540	418,264			

3 歳 出
(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	40,597	540	41,137				540	13 委託料	540	02 一般管理事業	540
										13 電算システム改修委託	540
計	42,127	540	42,667				540				

議案第45号

令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和元年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年6月4日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保 険 料		780,000	△ 15,808	764,192
	1 介 護 保 険 料	780,000	△ 15,808	764,192
7 繰 入 金		545,461	15,808	561,269
	1 一 般 会 計 繰 入 金	525,149	15,808	540,957
歳 入 合 計		3,485,000	0	3,485,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	780,000	△15,808	764,192
2 使用料及び手数料	100	0	100
3 国庫支出金	744,570	0	744,570
4 支払基金交付金	892,076	0	892,076
5 県支出金	499,316	0	499,316
6 財産収入	34	0	34
7 繰入金	545,461	15,808	561,269
8 繰越金	1,000	0	1,000
9 諸収入	6,883	0	6,883
10 介護サービス収入	15,560	0	15,560
歳入合計	3,485,000	0	3,485,000

2 歳 入

(款) 1 保険料 (項) 1 介護保険料 (単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 第 1 号被保険者保険料	780,000	△15,808	764,192	1 現年度分特別徴収保険料	△14,318	現年度分
				2 現年度分普通徴収保険料	△1,490	現年度分
計	780,000	△15,808	764,192			

(款) 7 繰入金 (項) 1 一般会計繰入金

4 低所得者保険料軽減分繰入金	5,860	15,808	21,668	1 現 年 度 分	15,808	低所得者保険料軽減分繰入金
計	525,149	15,808	540,957			

議案第 4 6 号

市道路線の認定について

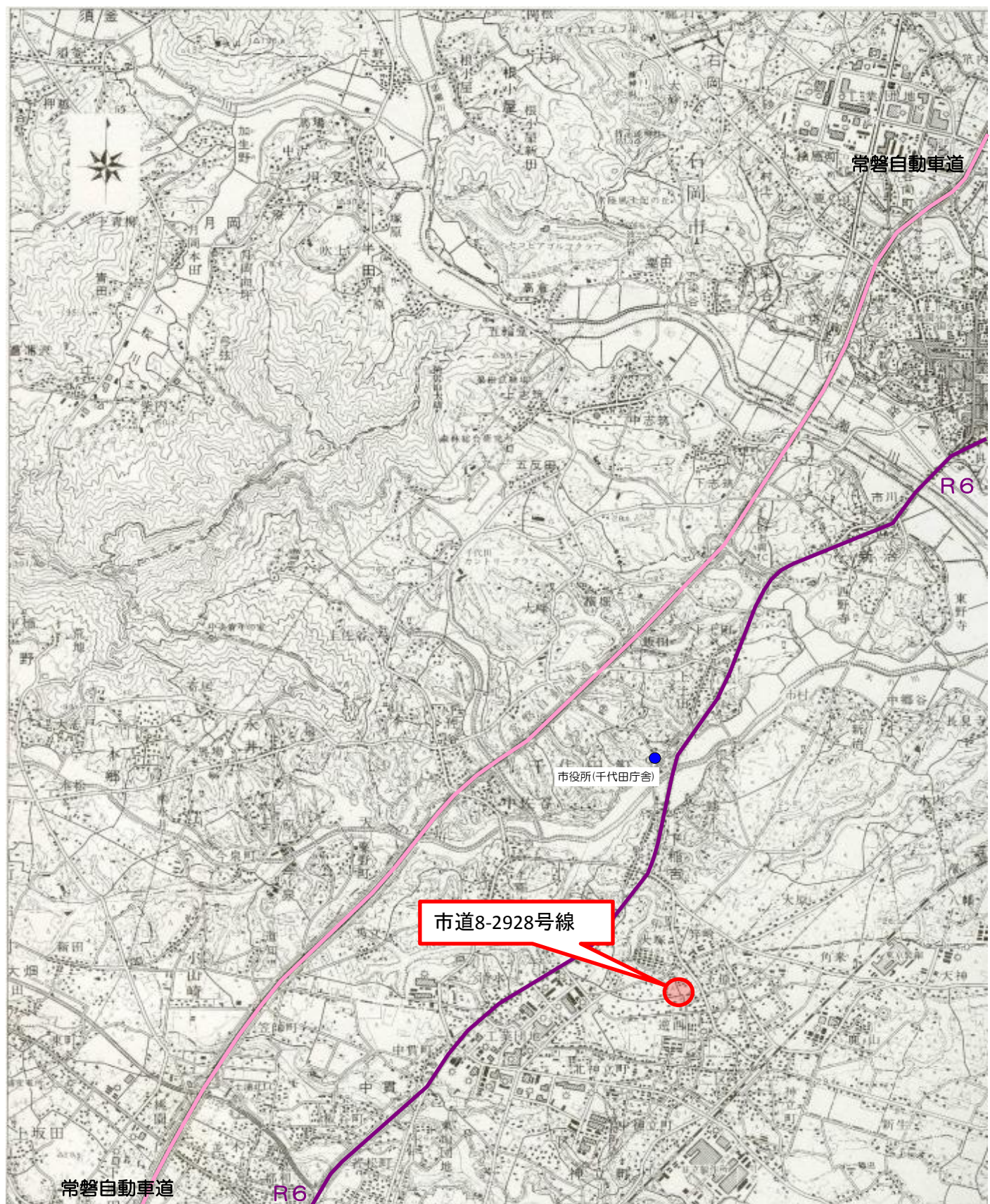
市道に認定することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	8-2928	稲吉南三丁目 1973 番 18	稲吉南三丁目 1973 番 19	6.00～10.61	64.40

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図(認定図)



議案第 4 7 号

市道路線の廃止について

市道路線を廃止することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 4 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

路線名		道路区域(区間)		総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	(m)
その他	8034	加茂 5229 番	加茂 5312 番 3	80.61

路線廃止位置図（霞ヶ浦地区）



詳細位置図



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市行政財産の使用料徴収条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前		改正後	
(使用料の納付義務者及び納付) 第4条 <u>使用を許可された</u> 者は、 <u>使用前に</u> <u>その使用料の全額</u> を納入しなければならない。		(使用料の納付義務者及び納付) 第4条 <u>行政財産の使用の許可を受けた</u> 者 は、 <u>市長が定める納期限までに使用料</u> を 納入しなければならない。	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
行政財産の区分	使用料の算定方法	行政財産の区分	使用料の算定方法
土地	(略)	土地	(略)
建物	(1) 建物の全部を使用する場合 {(当該建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価額)×(6/100)}× <u>108/100</u> +(建物の敷地として使用している土地の面積について前項の方法により算出した土地使用料に相当する額) (2) 建物の一部を使用する場合 {(当該建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価額)×(6/100)×(使用床面積/延床面積)}× <u>108/100</u> +(建物の使用床面積に相当する土地について前項の方法により算出した土地使用料に相当する額)	建物	(1) 建物の全部を使用する場合 {(当該建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価額)×(6/100)}× <u>110/100</u> +(建物の敷地として使用している土地の面積について前項の方法により算出した土地使用料に相当する額) (2) 建物の一部を使用する場合 {(当該建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価額)×(6/100)×(使用床面積/延床面積)}× <u>110/100</u> +(建物の使用床面積に相当する土地について前項の方法により算出した土地使用料に相当する額)

かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前		改正後	
別表(第9条関係) トレーニング室使用料		別表(第9条関係) トレーニング室使用料	
使用区分	使用料	使用区分	使用料
市内居住者で65歳以上・ 中学生以下の者及び身体 障害者手帳・精神障害者 保健福祉手帳・療育手帳 を有する者等	無料	市内居住者で65歳以上・ 中学生以下の者及び身体 障害者手帳・精神障害者 保健福祉手帳・療育手帳 を有する者等	無料
市内居住者で上記以外の 者	1人につき200円	市内居住者で上記以外の 者	1人につき200円
上記以外の者	1人につき 510円	上記以外の者	1人につき 520円
浴室使用料		浴室使用料	
使用区分	使用料	使用区分	使用料
市内居住者で65歳以上・ 中学生以下の者及び身体 障害者手帳・精神障害者 保健福祉手帳・療育手帳 を有する者等	無料	市内居住者で65歳以上・ 中学生以下の者及び身体 障害者手帳・精神障害者 保健福祉手帳・療育手帳 を有する者等	無料
市内居住者で上記以外の 者	1人につき200円	市内居住者で上記以外の 者	1人につき200円
上記以外の者	1人につき 510円	上記以外の者	1人につき 520円
カラオケ使用料 (略)		カラオケ使用料 (略)	

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第3条関係)

改正前			改正後		
別表(第7条、第8条関係) かすみがうら市農村環境改善センター 使用料金表 単位：円			別表(第7条、第8条関係) かすみがうら市農村環境改善センター 使用料金表 単位：円		
区分	使用料(一人あたり)	備考	区分	使用料(一人あたり)	備考
宿 市内者	大人 1,080、小人	小人は中	宿 市内者	大人 1,100円、小人	小人は中

泊		<u>540</u>	学生まで	泊		<u>550円</u>	学生まで
	市外者	<u>大人 1,620、小人 1,080</u>			市外者	<u>大人 1,650円、小人 1,100円</u>	
	浴室	<u>大人 210、小人 100</u>			浴室	<u>大人 220円、小人 110円</u>	

かすみがうら市水族館の設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第4条関係)

改正前					改正後				
別表(第6条及び第11条関係)					別表(第6条及び第11条関係)				
区分	入館料(1人につき)				区分	入館料(1人につき)			
	個人	団体(20人以上)	歴史博物館と <u>合</u> <u>わせて</u> 入館する者			個人	団体(20人以上)	歴史博物館と <u>併</u> <u>せて</u> 入館する者	
			個人	団体(20人以上)				個人	団体(20人以上)
<u>一般</u>	<u>310円</u>	<u>260円</u>	<u>250円</u>	<u>210円</u>	<u>一般</u>	<u>330円</u>	<u>270円</u>	<u>260円</u>	<u>220円</u>
<u>小学生及び中学生</u>	<u>150円</u>	<u>100円</u>	<u>120円</u>	<u>80円</u>	<u>小学生・中学生</u>	<u>160円</u>	<u>110円</u>	<u>130円</u>	<u>80円</u>

かすみがうら市富士見塚古墳公園の設置及び管理に関する条例 新旧対象表(第5条関係)

改正前	改正後
(入館料) 第4条 かすみがうら市富士見塚展示館の入館料は、常設展示の場合無料とする。 ただし、特別展示を行う場合は <u>1,080円</u> を超えない範囲で、その都度市長が定める。	(入館料) 第4条 かすみがうら市富士見塚展示館の入館料は、常設展示の場合無料とする。 ただし、特別展示を行う場合は <u>1,100円</u> を超えない範囲で、その都度市長が定める。

かすみがうら市旧地区公民館設置及び管理等に関する条例 新旧対照表(第6条関係)

改正前	改正後
(使用料) 第9条 使用者は、次の表に定める旧地区公	(使用料) 第9条 使用者は、次の表に定める旧地区

民館の使用料を納付しなければならない。				公民館の使用料を納付しなければならない。			
室名／ 時間	9：00～1 2：00	13：00～1 7：00	18：00～2 2：00	室名／ 時間	9：00～1 2：00	13：00～1 7：00	18：00～2 2：00
会議室	<u>1,080円</u>	<u>1,080円</u>	<u>1,620円</u>	会議室	<u>1,100円</u>	<u>1,100円</u>	<u>1,650円</u>
和室	<u>750円</u>	<u>750円</u>	<u>1,080円</u>	和室	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>
調理室	<u>750円</u>	<u>750円</u>	<u>1,080円</u>	調理室	<u>770円</u>	<u>770円</u>	<u>1,100円</u>

かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例 新旧対象表(第7条関係)

改正前					改正後				
(入館料) 第7条 博物館の入館料は、別表に定めるところによる。ただし、期間を定めて特別な展示をする場合の入館料は、1人につき <u>1,080円</u> 以内で別に定めることができる。					(入館料) 第7条 博物館の入館料は、別表に定めるところによる。ただし、期間を定めて特別な展示をする場合の入館料は、1人につき <u>1,100円</u> 以内で別に定めることができる。				
2 (略)					2 (略)				
別表(第7条関係)					別表(第7条関係)				
区分	入館料(1人につき)				区分	入館料(1人につき)			
	個人	団体 (20人以上)	水族館と併せて 入館する者			個人	団体 (20人以上)	水族館と併せて 入館する者	
			個人	団体 (20人以上)				個人	団体 (20人以上)
<u>一般</u>	<u>210円</u>	<u>150円</u>	<u>160円</u>	<u>120円</u>	<u>一般</u>	<u>220円</u>	<u>160円</u>	<u>170円</u>	<u>130円</u>
<u>中学校及び小学校の生徒及び児童</u>	<u>100円</u>	<u>50円</u>	<u>80円</u>	<u>40円</u>	<u>小学生・中学生</u>	<u>110円</u>	<u>50円</u>	<u>80円</u>	<u>40円</u>

かすみがうら市千代田B＆G海洋センター設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第8条関係)

改正前	改正後
-----	-----

別表(第7条関係)

千代田B&G海洋センタープール使用料

施設	時間区 分	9 : 00 ～1 2 : 00	13 : 00 ～1 5 : 30	16 : 00 ～1 8 : 30	備考
プ ー ル	<u>小・中学 校児童生 徒</u>	<u>50円</u>	<u>50円</u>	<u>50円</u>	(略)
	<u>高校・大 学生・一 般</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>	
	ロッカー 使用料	1回 10円			
	(略)				

別表(第7条関係)

千代田B&G海洋センタープール使用料

施設	時間区 分	9 : 00 ～1 2 : 00	13 : 00 ～1 5 : 30	16 : 00 ～1 8 : 30	備考
プ ー ル	<u>小学生・ 中学生</u>	<u>50円</u>	<u>50円</u>	<u>50円</u>	(略)
	<u>高校生・ 大学生・ 一般</u>	<u>110円</u>	<u>110円</u>	<u>110円</u>	
	ロッカー 使用料	1回 10円			
	(略)				

かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

【改正前】

職名		報酬			旅費			
執 行 機 関		年額	月額	日額	車賃（1 キロメー トルにつ き）	日当（1 日につ き）	宿泊料 （1夜 につき）	食卓料 （1夜 につき）
		円	円	円	円	円	円	円
	(略)							
附 属 機 関	(略)							
補 助 機 関	選挙長			<u>10,600</u>				
	選挙立会人			<u>8,800</u>				
	開票管理者			<u>10,600</u>				
	開票立会人			<u>8,800</u>				
	投票所の投票管理者			<u>12,600</u>				

期日前投票所の投票管理者				<u>11,100</u>				
投票所の投票立会人	7時間以上の従事			<u>10,700</u>				
	7時間未満の従事			<u>5,300</u>				
期日前投票所の投票立会人	6時間以上の従事			<u>9,500</u>				
	6時間未満の従事			<u>4,700</u>				
指定病院等における不在者投票外部立会人				<u>10,700</u> <u>円以内</u> <u>で、従事</u> <u>する時間</u> <u>に応じ、</u> <u>選挙管</u> <u>理委員</u> <u>会委員</u> <u>長が</u> <u>市長と</u> <u>協議し</u> <u>て定め</u> <u>る額</u>				
農地流動化推進委員		(略)						
(略)								

【改正後】

職名		報酬			旅費			
執行機関		年額	月額	日額	車賃（1キロメートルにつき）	日当（1日につき）	宿泊料（1夜につき）	食卓料（1夜につき）
		円	円	円	円	円	円	円
	(略)							

附 属 機関	(略)							
補 助 機関	選挙長				<u>10, 800</u>			
	選挙立会人				<u>8, 900</u>			
	開票管理者				<u>10, 800</u>			
	開票立会人				<u>8, 900</u>			
	投票所の投票管理者				<u>12, 800</u>			
	期日前投票所の投票管 理者				<u>11, 300</u>			
	投票所の投 票立会人	7 時間以上 の従事			<u>10, 900</u>			
		7 時間未満 の従事			<u>5, 400</u>			
	期日前投票 所の投票立 会人	6 時間以上 の従事			<u>9, 600</u>			
		6 時間未満 の従事			<u>4, 800</u>			
	指定病院等における不 在者投票外部立会人				<u>10,900</u> <u>円 以 内</u> <u>で、従事</u> <u>する 時</u> <u>間 に 応</u> <u>じ、選挙</u> <u>管 理 委</u> <u>員 会 委</u> <u>員 長 が</u> <u>市 長 と</u> <u>協 議 し</u> <u>て 定め</u> <u>る額</u>			
農地流動化推進委員		(略)						
(略)								

かすみがうら市公害防止条例 新旧対照表

改正前	改正後
-----	-----

別表(第21条関係) 工場等に係る排出水の汚染状態に関する規制基準 (略) 備考 1 排出水の水温の測定方法は、 <u>日本工業規格</u> K0102の4(2)によるものとする。 2及び3 (略)	別表(第21条関係) 工場等に係る排出水の汚染状態に関する規制基準 (略) 備考 1 排出水の水温の測定方法は、 <u>日本産業規格(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。)</u> K0102の4(2)によるものとする。 2及び3 (略)
	<u>附 則</u> <u>この条例は、令和元年7月1日から施行する。</u>

かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
<u>(利率)</u> 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。	<u>(保証人及び利率)</u> 第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。
(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還 <u>又は半年賦償還</u> とする。 2 (略) 3 償還免除、 <u>保証人</u> 、一時償還、違約金及	(償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還、 <u>半年賦償還又は月賦償還</u> とする。 2 (略) 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金

び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。	の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。
	附 則 (施行期日) 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> (経過措置) 2 <u>この条例による改正後のかすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。</u>

かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
(保険料率) 第4条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(11) (略) 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、28,620円とする。	(保険料率) 第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1)～(11) (略) 2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、23,850円とする。 3 <u>前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,850円」と</u>

	<u>あるのは、「39,750円」と読み替えるものとする。</u> <u>4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,850円」とあるのは、「46,110円」と読み替えるものとする。</u>
	<u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のかすみがうら市介護保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u> <u>(適用区分)</u> <u>2 新条例第4条の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。</u>

かすみがうら市農村環境改善センター設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前	改正後
(使用料の減免) 第8条 <u>市長は、前条の規定にかかわらず、市長が改善センターの設置目的にそって施設、設備を利用し、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料の一部又は全部を減額し、免除することができる。ただし、別表に定める使用料については、減免の対象としない。</u> (1) 及び(2) (略)	(使用料の減免) 第8条 <u>前条の規定にかかわらず、市長は、改善センターの使用がその設置目的に合致し、及び次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料条例に定める使用料を免除し、又はその2分の1の額を減額することができる。</u> (1) 及び(2) (略) <u>2 前条の規定にかかわらず、市長は、改善センターの使用がその設置目的に合致し、及び次の各号のいずれかに該当すると認</u>

	<u>めるときは、別表に定める使用料を免除し、又はその2分の1の額を減額することができる。</u> <u>(1) 使用料条例第4条第1項第1号7又は1に該当する場合 免除</u> <u>(2) 次のいずれかに該当する場合 2分の1の額の減額</u> <u>7 市の機関が後援、協力又は協賛する事業等であって、宿泊を伴うものであるとき。</u> <u>1 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学(専門職大学、短期大学及び大学院を含む。)、高等専門学校又は専修学校に在籍する児童、生徒又は学生が宿泊を伴う共同宿泊学習を行うとき。</u> <u>3 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認めるときは、別表に定める使用料を免除し、又は減額することができる。</u> <u>4 前3項の規定により算出して得た使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</u>																		
別表(第7条、第8条関係) かすみがうら市農村環境改善センター 使用料金表 単位：円 <table><tr><th>区分</th><th>使用料(一人あたり)</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">宿泊</td><td>市内者 大人 1,080、小人 540</td><td rowspan="3">小人は中学生まで</td></tr><tr><td>市外者 大人 1,620、小人 1,080</td></tr><tr><td>浴室</td><td>大人 210、小人 100</td></tr></table>	区分	使用料(一人あたり)	備考	宿泊	市内者 大人 1,080、小人 540	小人は中学生まで	市外者 大人 1,620、小人 1,080	浴室	大人 210、小人 100	別表(第7条、第8条関係) かすみがうら市農村環境改善センター 使用料金表 単位：円 <table><tr><th>区分</th><th>使用料(一人あたり)</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">宿泊</td><td>市内者 大人 1,080、小人 540</td><td rowspan="3">小人は中学生まで</td></tr><tr><td>市外者 大人 1,620、小人 1,080</td></tr><tr><td>浴室</td><td>大人 210、小人 100</td></tr></table>	区分	使用料(一人あたり)	備考	宿泊	市内者 大人 1,080、小人 540	小人は中学生まで	市外者 大人 1,620、小人 1,080	浴室	大人 210、小人 100
区分	使用料(一人あたり)	備考																	
宿泊	市内者 大人 1,080、小人 540	小人は中学生まで																	
	市外者 大人 1,620、小人 1,080																		
浴室	大人 210、小人 100																		
区分	使用料(一人あたり)	備考																	
宿泊	市内者 大人 1,080、小人 540	小人は中学生まで																	
	市外者 大人 1,620、小人 1,080																		
浴室	大人 210、小人 100																		

<u>(注) 小・中学生の共同宿泊学習を伴う宿泊は半額とする。</u>	
	附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>

かすみがうら市交流センターの設置及び管理に関する条例 新旧対照表

改正前			改正後		
別表(第10条関係)			別表(第10条関係)		
区分	使用料	備考	区分	使用料	備考
<u>直売所</u>	<u>月額 36,000円</u>	<u>必要経費は使用者負担</u>	シャワ 一室	15分当たり200円	
<u>食堂</u>	<u>月額 42,000円</u>	<u>必要経費は使用者負担</u>			
シャワ 一室	15分当たり200円				
<u>備考 直売所又は食堂の使用を開始する日又は使用を終了する日が月の中途の場合は、当該日の属する月の使用料は、日割計算した額とする。ただし、当該日割計算した額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。</u>			附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>		

かすみがうら市火災予防条例 新旧対照表

改正前	改正後
(避雷設備) 第 15 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本工業規格</u> に適合するものとしなければならない。	(避雷設備) 第 15 条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する <u>日本産業規格(産業標準化法(昭和 24 年法律第 185 号)第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。)</u> に適合するものとしなければならない。
2 (略)	2 (略)
(設置の免除) 第 28 条の 5 (略)	(設置の免除) 第 28 条の 5 (略)

(1) 第28条の3第1項各号又は前条1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>作動時間が60秒以内</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2)～(5) (略) <u>(6)</u> (略)	(1) 第28条の3第1項各号又は前条1項に掲げる住宅の部分にスプリンクラー設備(標示温度が75度以下で<u>種別が1種</u>の閉鎖型スプリンクラーヘッドを備えているものに限る。)を令第12条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。 (2)～(5) (略) <u>(6) 第28条の3第1項各号又は前条1項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成20年総務省令第156号)第3条第2項及び第3項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。</u> <u>(7)</u> (略)
	<u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第15条第1項の改正規定は、令和元年7月1日から施行する。</u>

令和元年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案集

〔追加提出①〕

令和元年6月19日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 48 号 （仮称）かすみがうら市ウエルネスプラザ整備事業建築
工事請負契約の締結について …………… 1
2. 議案第 49 号 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の取得につい
て …………… 2

議案第48号

(仮称) かすみがうら市ウェルネスプラザ整備事業建築工事請負
契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年6月19日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 工 事 名 | (仮称) かすみがうら市ウェルネスプラザ整備事業建築工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | かすみがうら市 宍倉地内 |
| 3 | 契 約 の 方 法 | 一般競争入札による契約 |
| 4 | 契 約 金 額 | 161,460,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 山本・保特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者 | 茨城県土浦市東崎町11番5号
株式会社山本工務店
代表取締役 山本 和男 |
| | 構成員 | 茨城県かすみがうら市深谷76番地6
株式会社保コーポレーション
代表取締役 北村 万利子 |

議案第 49 号

高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の取得について

かすみがうら市消防本部に配置する高規格救急自動車・高度救命処置用資機材を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年かすみがうら市条例第 51 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 19 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 件 名 | 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材購入 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 取得価格 | 38,659,312 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 茨城県水戸市泉町 2 丁目 3 番 24 号
茨城トヨタ自動車株式会社
代表取締役 幡谷 史朗 |

令和元年かすみがうら市議会第2回定例会

市長提出議案集

〔追加提出②〕

令和元年6月19日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 50 号 かすみがうら市教育委員会委員の任命について	1
-----------------------------------	---

議案第 5 0 号

かすみがうら市教育委員会委員の任命について

かすみがうら市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

令和元年 6 月 1 9 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

1 住 所

[REDACTED]

2 氏 名

梶 本 梓

3 生年月日

[REDACTED]